

からまつ荘地域密着型通所介護事業所 利用料金

R7.4.1

(1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額

	利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
要介護1	7,530円	753円	1,506円	2,259円
要介護2	8,900円	890円	1,780円	2,670円
要介護3	10,320円	1,032円	2,064円	3,096円
要介護4	11,720円	1,172円	2,344円	3,516円
要介護5	13,120円	1,312円	2,624円	3,936円

(2) 利用料加算・減算

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額			
		利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
入浴介護加算 (I)	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う	400円/日	40円	80円	120円
個別機能訓練 加算(I)イ	専従の機能訓練指導員を配置している。配置時間の定めなし。	560円/日	56円	112円	168円
個別機能訓練 加算(I)ロ	専従の機能訓練指導員を配置している。サービス提供時間帯を通じて配置	760円/日	76円	152円	228円
個別機能訓練 加算(II)	(I)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けていること	200円/月	20円	40円	60円
ADL維持等 加算I	評価対象者のADLを評価しその評価に基づく値を測定し厚生労働省に提出していること	300円/月	30円	60円	90円
ADL維持等 加算II	評価対象者のADL利得の平均値が2以上であること	600円/月	60円	120円	180円
栄養アセス メント加算	管理栄養士等が共同で栄養アセスメントを実施し、その結果を説明し、相談等必要に応じ対応している	500円/月	50円	100円	150円
口腔・栄養スク リーニング加算 (II)	口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供していること	50円/回	5円	10円	15円
科学的介護 推進体制加算	利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している。その情報を活用している。	400円/月	40円	80円	120円

栄養改善加算	管理栄養士等が共同して、摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。必要に応じて居宅を訪問する。1月に2回を限度	2,000円 ／回	200円	400円	600円
サービス提供体制加算（Ⅰ）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	220円	22円	44円	66円
サービス提供体制加算（Ⅱ）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	180円	18円	36円	54円
サービス提供体制加算（Ⅲ）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	60円	6円	12円	18円
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数より5%減少している場合	所定単位数の3%			
中山間地域等提供加算	別に厚生労働大臣が定める中山間地域で通常の事業実施地域を越えている場合	基本利用料×0.05			
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超える場合	(基本利用料+加算)×0.092			
送迎減算	家族が送迎を行い、事業所が送迎を実施していない場合	-470円	-47円	-94円	-141円

(3) その他の費用

食費	1食につき774円（全額自己負担）
洗濯代	必要に応じて衣類等の洗濯1回につき100円（全額自己負担）
延長利用料	30分ごとに500円（全額自己負担）
その他	紙パンツ・おむつ代やアクティビティにかかる費用等は自己負担となります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、1ヶ月あたりの利用代金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。 サービス提供証明書を後日、保険者（市区町村役場）に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。